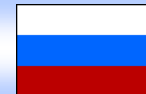




日・露租税条約



背景

- 現行の日・ソ租税条約は、1986年に発効。
- 緊密化する両国の経済関係等を踏まえてロシアとの間で改正。

主な内容(現行の日・ソ租税条約の全面改正)

- ◆ 投資先の国(源泉地国)における限度税率の更なる引下げ等、二重課税の除去のための規定を拡充

(1) 企業の事業活動による利得(事業利得) (第7条) ※現行条約にも規定あり。

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

(2) 配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を更に軽減又は免除 (第10条～第12条)

	配当	利子	使用料
現行	15%	免税(政府受取等) 10%(その他)	免税(文化的使用料) 10%(工業的使用料)
改正後	免税(年金基金受取)、5%(親子会社間)、10%(その他)、15%(不動産化体株式)	免税	免税

(3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続 (第24条) ※現行条約にも規定あり。

- ◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充

(1) 条約特典の濫用を防止するための規定を導入 (第21条)

(2) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入 (第25条)

(3) 相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入 (第26条)

早期締結の必要性

- 上記の背景を踏まえ、早期に改正を行うことで両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要性。



■人口:

1億4,680万人(2017年)

■一人あたりGDP:

8,946米ドル(2016年)

■在留邦人:

2,650人(2016年)

■進出日系企業:

450社(2016年)

■進出分野:自動車、医薬品、建設機械、プラント、卸売、小売、運輸等

(参考)

■ ロシアは、G7諸国、中国、韓国等約80か国・地域との間で租税条約が発効済み。

■ 2016年5月及び9月、安倍総理が訪露。同年12月、プーチン露大統領訪日。2017年4月及び9月、安倍総理が訪露(モスクワ、ウラジオストク)。

■ 2017年9月に署名(於ウラジオストク)。